

## 大久保神社「凱還之頌」碑について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
浦和一二	凱還之頌	山縣有朋	大槻修	大槻修

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
窪小篁	一八九七・明治三〇	桜区宿	大久保神社	

### 一. はじめに

本石碑は、日清戦争に従軍して凱旋帰還した、大久保村の三人の若者について、その榮譽を称えるところにも、村全体の誉として後世に伝えるために立てられたものである。碑記は五言の韻文である。いわゆる忠魂碑の中で、韻文で記されたものは珍しい。

### ○写真1 石碑正面



○写真2 篆額



○写真3 「碑記」部分



二. 翻刻並に訳注

■翻刻  
(正面)

◎題額 (篆書)

凱 還 之 頌

◎碑記 (楷書)

軍士不期生報國如是耳  
然而奏凱還公私之歡喜  
武州足立郡邑曰大久保  
征清第二軍三士從攻討

二見龍太郎澁谷吉之助  
永島福太郎各揚勇戰譽  
馳突砲槍下身體不毀傷  
功成而身立忠孝兩有光  
民勇於公戰所以護皇基  
餘勲及私里又可建生祠  
邑人謀不朽遙來徵吾言  
謹製五字頌永旌三士門

陸軍大將正二位勲一等 東京大槻修如電撰并書 窪小篁刻  
侯爵山縣有朋篆額

(背面)

大字宿贊助者(氏名は略)

發起人(氏名は略)

明治三十年

丁酉菊見月

■ 訳注

● 本文 (いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した)

(正面)

◎ 題額

凱還之頌

◎ 碑記

軍士不期生、報國如是耳。  
然而奏凱還、公私之歡喜。  
武州足立郡、邑曰大久保。  
征清第二軍、三士從攻討。  
二見龍太郎、澁谷吉之助、  
永島福太郎、  
各揚勇戰譽。  
馳突砲槍下、身體不毀傷。  
功成而身立、忠孝兩有光。  
民勇於公戰、所以護皇基。  
餘勲及私里、又可建生祠。

邑人謀不朽、遙來徵吾言。  
謹製五字頌、永旌三士門。

陸軍大将正二位勲一等侯爵山縣有朋篆額  
東京大槻修如電撰并書  
窪小篔刻

(背面)

大字宿贊助者(氏名は略)

發起人(氏名は略)

明治三十年

丁酉菊見月

●訓詁

(表面)

◎題額

凱還の頌

◎碑記

軍士は生を期せず、國に報ずること是くのごときのみ。  
然れども凱還を奏するは、公私の歡喜なり。

武州足立郡、邑は大久保と曰ふ。

征清の第二軍、三士攻討に従ふ。

二見龍太郎、澁谷吉之助、永島福太郎なり。

各々勇を揚げ譽に戰ふ。

馳せて砲槍の下に突し、身體毀傷せず。

功成りて身立つは、忠孝兩<sup>ふた</sup>つながら光有り。

民の公戰に勇なるは、皇基を護る所以なり。

餘勲私里に及び、又た生祠を建つべし。

邑人不朽を謀り、遙かに來りて吾に言を徵<sup>もと</sup>む。

謹みて五字の頌を製し、永く三士の門に旌<sup>あらは</sup>さん。

陸軍大将正二位勲一等侯爵山縣有朋篆額す。

東京大槻修如電撰し并びに書す。

窪小篔刻す。

(背面)

大字宿贊助者(氏名は略)

發起人(氏名は略)

明治三十年丁酉菊見月

## ●人物

○二見龍太郎、澁谷吉之助、永島福太郎 大久保村の若者。不詳だが、石碑背面の「大字宿賛助」に「澁谷林蔵・澁谷武助・澁谷増太郎・永島高三郎・澁谷龍之助」の名が見える。

○山縣有朋 天保九（一八三八）から大正一一（一九二二）年。明治の元勳。長州下級士族出身で、松下村塾に学び、奇兵隊軍監として活躍。戊辰戦争では北陸鎮撫総督参謀として奥羽を転戦。維新後西欧軍制を学び、徴兵令制定や参謀本部創設などに力があつた。明治一七（一八八四）年に伯爵、同二三（一八九〇）年に、陸軍大将となっている。同二二（一八八九）年、同三一（一八九八）年に、それぞれ内閣を組織した。

○大槻修如電 弘化二（一八四五）から昭和六（一九三一）年。江戸生まれ。諱清修、字念卿、通称修二郎、修等。別号、如電居士等。仙台藩儒大槻磐溪の次男。国語学者大槻文彦の兄。家学を父に受け、藩校養賢堂に学ぶ。維新後は海軍兵学の教官や文部省に出仕したが、明治七年辞官。家督を弟文彦に譲り、爾来在野で活動。

○窪小篁 不詳。碑銘字彫師だろう。

## ●注

- 凱還 凱旋して帰還する。
- 頌 頌歌。功績を称えるうた。
- 軍士 兵士。
- 生 生還。
- 如是耳 そのようであるだけ。贅言なく、それにつきる。
- 邑曰大久保 明治二二（一八八九）年の町村制の施行にともない、五関・上大久保・下大久保・植田谷領領家・植田谷領在家・宿・塚本・白鍬・神田の旧九ヶ村が合併して地方自治体である大久保村が成立した。旧村名は、大字として使われ続けた。昭和三〇（一九五五）年に浦和市に合併して消滅した。
- 征清 日清戦争（明治二七（一八九四）年〜同二八（一八九五））への出征。
- 揚勇 熟語は無いが、勇敢・勇猛さを起こし揚げ、くらいの意味か。
- 戦譽 熟語は無いが、名誉をかけて戦う、くらいの意味か。
- 馳突 激しい勢いで突き進む。
- 砲槍 熟語は無いが、砲弾が飛び交い、槍刀がきらめく戦場。
- 功成 功績を成し遂げる。
- 身立 わが身を立派に立てる。
- 公戰 おおやけのいくさ、国の戦。私闘の対。「史記」商君列伝に「民勇於公戰、怯於私闘、郷邑大治（民は国のための戦争には勇敢だが、私の闘争には臆病になり、郷邑は大いに治まった）」とある。
- 護皇基 皇基は、天子の国家統治の基礎。藤田東湖「和文天祥正気歌」に「死爲忠義鬼、極天護皇基（死しては忠義の鬼となり、天地の続く限り天子が国家を統治するための基礎を護り続けるのだ）」とある。
- 餘勲 熟語は無いが、餘は、ありあまる。余慶は、先祖の善行の報いとして子孫に及ぶ幸せ。慶がありあまって、垂直方向に、子孫に及ぶこと。勲は手柄、功績。そこから発生するよい評判・名誉も含む。この餘勲は、三士の手柄による名誉が、水平方向に、その出身地の村に及ぶことを指すだろう。

○私里 熟語は無いが、三士個人に関する村里、だろう。

○生祠 生存している人を祀る社。ここでは、生前に建てる石碑を指すだろう。

○五字頌 五言の頌歌。押韻は、偶数句末の二句づつ。二句末「耳」と四句末「喜」が、上声四「紙」、六句末「保」と八句末「討」が、上声十九「皓」、十句末「助」と十二句末「譽」が、去声六「御」、十四句末「傷」と十六句末「光」が、下平七「陽」、十八句末「基」と二十句末「祠」が、上平四「支」、二十二句末「言」と二十四句末「門」が、上平十三「元」。近体詩排律の体はなしておらず、五言古詩としておく。

○旌 旗を立てるように、はつきりと目立つように表彰する。

○三士門 三士それぞれの家の門ではなく、村全体を一家とみなして、村の入口の目立つところ、ということだろう。

○大字宿賛助者、發起人 三士は、広域としての大久保村の出身者であろうが、石碑背面に「大字宿」の賛助者と發起人が記されていることから、大字宿のものが建碑の主導を担ったものと推測される。

○明治三十年 西暦一八九七年。日清戦争終結の二年後。干支は丁酉。

○菊見月 陰曆九月。

### ●口語訳

#### ◎篆額

凱旋して帰還するのを称える歌

#### ◎碑記

兵士というものは生還を期さないもので、国恩に報いるために命をささげること、これにつきるものだ。

とはいえ、生きて帰還して凱旋を成し遂げるのは、功績を挙げたという点で公的に喜ばしいことであり、生還したという点で私的にもうれしいことである。

武州足立郡の大久保邑より。

清国遠征の第二軍に、三人の士が戦いのために従軍した。

それは、二見龍太郎、澁谷吉之助、永島福太郎の三名である。

彼等は、それぞれ、勇敢さ・勇猛さをかかげて、名誉をかけて戦った。

砲弾が飛び交い、槍刀がきらめく戦場に、激しい勢いで飛び込み活躍したが、ついにその身を傷つけ損なうことはなく、わが身をまっとうして凱旋した。

功績を成し遂げて身を立てるのは、天子国家への忠誠と親への孝行とにおいて、両方も輝かせるものである。

三士のように、人民が公の戦いに勇敢であるのは、天子の国家統治の基礎を護ることのもとなる、まことに重要なものである。

三士のあまりある功績と名誉は、本人のみならず、その出身の村里にも及ぶものであるから、村人が、彼等を顕彰する事業を行おうとするのは当然のことだろう。

かくして大久保村の人びとは、三士の名誉を不朽のものにするために、石碑を作ることとを謀り、はるばると私の所にやって来て、三士を顕彰する銘文を書いてくれるよう依頼してきた。

そこで私は、謹んで五言の頌歌を作り、三士の家に等しい大久保村に立てられた石碑に、

その歌を旗のように示して表彰するものである。

陸軍大将正二位勲一等侯爵山縣有朋が篆額を書いた。  
東京の大槻修如電が文を撰し、且つ文字を書した。  
窪小篁が文字を刻した。

(背面)

大字宿賛助者(氏名は略)

発起人(氏名は略)

明治三十年丁酉の年、陰曆九月

### 三. 資料

\*現大久保神社は、国の合祀の方針により、明治四〇(一九〇七)年に、大字宿の八幡社、白鍬の氷川神社、在家の天神社が合祀され、その名も大久保神社と称されるようになったもの。後の二社が宿八幡社の境内に移転した。

(一)「新編武蔵風土記稿」巻一五四 足立郡之二十 植田谷領

◎白鍬・神社

○氷川社

「村の鎮守なり、慶福寺の持」

◎宿村・神社

○八幡社

「村内の鎮守なり」

◎在家村・神社

○天神社

「村の鎮守なり、林鐘寺持」

(二)「武蔵国郡村誌」卷之十一

◎白鍬村・神社

○氷川社

「村社々地縦廿三間八分横拾三間式分五厘面積三百十五坪村の南方にあり素戔鳴尊を祭る」

同 卷之十二

◎在家村・神社

○天神社

「村社々地縦十七間横十一間面積二百三坪村の東にあり菅原道真を祭る」

◎宿村・神社

○八幡社

「村社々地縦四十間横十二間八分面積五百七十壺坪村の東北方にあり応神天皇を祭る」

### 四. 主な参考資料

① 翻刻

・なし  
②論文など  
・なし

二〇二四年一月 薄井俊二訳す

以上